

日本学生支援機構奨学金「返還確認票」の配付について

日本学生支援機構奨学金の貸与終了とともに、留年、進路(進学・就職等)にかかわらず、返還の手続として返還に使用する口座(「リレー口座」)の指定が必要です。「貸与奨学金返還確認票」(以下、「返還確認票」)の内容を確認し、「返還のてびき」をよく読んで、うえて、「返還のてびき」に挟み込まれている「リレー口座加入申込書」にて金融機関で手続をしてください。**金融機関にて手続終了後、「リレー口座加入申込書」の「預・貯金者控」のコピー(原寸大、B5。「学籍番号」欄に学生番号を記入のこと)を教育推進・学生支援部学生課奨学掛に提出してください。**

なお、別途返還説明会(返還の重要性や意義、延滞した場合の措置等についての動画を上映後、注意事項を説明)を開催しますので、できる限り参加してください。なお、事前に交付書類をよく読み、交付書類を持参のうえ出席してください。出席できない場合は、必ず日本学生支援機構ホームページにアクセスし、返還に関する説明動画(返還説明会と同内容)を視聴してください。

提出期間・時間：平成28年11月28日(月)～12月9日(金)(土日除く)9時～17時

※下記の「注意事項2.異動手続」の締切は、12月5日(月)です。

提出先：教育推進・学生支援部学生課奨学掛(吉田キャンパス本部構内、総合研究10号館1階)
カウンター上に設置しているボックス内に入れてください。

提出書類：リレー口座加入申込書(預・貯金者控)のコピー(原寸大、B5。学生番号を記入していること)
(金融機関の受付印のあるもの)

※郵送にて提出する場合は、本人責任になることを了承の上、送付先を明記し、不備がないようにしてください。

返還説明会

日時：平成28年11月8日(火)・9日(水) 各日16時45分(所要時間：30分程度)
場所：法経本館第一教室(吉田キャンパス本部構内、附属図書館東 法経本館2階)

※参加できない場合は、必ず日本学生支援機構ホームページにアクセスし、動画(「返還を始める皆さんへ」)を視聴すること(Windows Media Player (Ver.7以上)が必要)。

※返還は、貸与終了の翌月から6カ月後に始まります(3月満期者：10月27日返還開始)！

〔返還猶予：在学による「在学猶予」については下記「注意事項」を、在学以外の事由による「一般猶予」については「返還のてびき」を参照してください。〕

原紙で提出があった場合は、原紙のまま受領しますので、ご了承ください。

「返還確認票」・「返還のてびき」は、返還が完了するまで大切に保管して下さい。

■注意事項■

1. 「返還確認票」の内容変更について

現時点(貸与中)において変更がある場合は、該当様式を京都大学ホームページまたは教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ申出のうえ取得し、12月9日(金)までに教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ提出してください。なお、左記期限後は、貸与終了後の4月以降、「返還のてびき」における様式にて日本学生支援機構へ届出(又はスカラネット・パーソナルにて手続)をしてください(「返還確認票」裏面参照)。

2. 異動手続(希望者のみ)について

次の手続希望者は、該当様式を京都大学ホームページまたは教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ申出のうえ取得し、**12月5日(月)までに**教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ提出してください(事前に作成方法について問合わせることをお勧めします)。なお、その他異動事由が生じた場合は速やかに手続してください(満期予定者の月額変更提出期限：1月4日(水))。

- 1) 「利率の算定方法」変更：平成19年度以降第二種奨学金採用者で、利率の算定方法の変更を希望する場合は、「第二種奨学金『利率の算定方法』変更届」を作成のうえ提出。【後述3.「返還確認票の再発行」参照】
- 2) 「人的保証」から「機関保証」への変更：人的保証から機関保証への変更を希望する者は、教育推進・学生支援部学生課奨学掛で所定用紙を受取り、作成のうえ提出。
- 3) 第二種奨学金の貸与期間延長：留学、病氣療養、またはボランティア活動により、卒業(修了)期が延びた者で、更に1年間貸与終期を延長希望する場合は「第二種奨学金貸与期間延長願」を作成のうえ、提出。

3. 返還確認票の再発行について

以下に該当する場合は、返還確認票が再発行されます。再発行前の返還確認票を既に受取っている場合は、再発行後連絡しますので、再発行後の返還確認票を受取ってください。なお、リレー口座に係る手続については再度行う必要はありません。

●満期月までに異動(辞退、退学等)した場合、●月額変更を希望する(または反映月を10月として既に手続した)場合

※貸与終期が同じ併用貸与者が、片方の奨学金について異動(辞退、採用取消、月額変更)が生じた場合には両方の奨学金の返還確認票が再発行されます。また、新たに奨学金が採用され併用貸与者となった場合にも、再発行されます。

4. 在学中の全額繰上返還(一括返還)について

貸与中の返還はできないため、最終振込月となる2月(3月分も併せて振込)振込日(2/10)以降、直接日本学生支援機構に申し出てください(申出方法は「返還のてびき」参照。申出期間：(郵送・FAX申込)2月分振込後～2月末、(電話申込)3月上旬～3月中旬、(スカラネット・パーソナルからの申込)3月上旬～3月中旬頃。

5. 「在学猶予願」(在学猶予)について

貸与終了後も引き続き在学、進学する場合は、「在学猶予願」をスカラネット・パーソナルから提出することにより、在学期間中の返還が猶予されます。4月に所定の提出先・期限までにスカラネット・パーソナルから提出してください。なお、今後最短修業年限を超えて在学する(留年等)場合は、年度初めに必ず提出してください。

6. 特に優れた業績による返還免除申請について(大学院生、第一種奨学生のみ対象)

申請方法、期限については所属研究科等によって異なります。申請を予定している場合は、掲示等で確認してください(周知は例年12月中旬ごろからの予定。周知方法・時期についても各研究科等により異なる)。



返還の手続を怠ると、延滞金の発生、個人情報情報機関への登録(一度登録されると返還完了後5年間経過するまで登録)などにもつながりますので、必ず手続は行ってください。
また今後、在学猶予など返還猶予を受け、返還開始までに変更事項が出た場合は、変更手続(特にリレー口座の変更。残額不足にも注意)を忘れることなく行ってください。

教育推進・学生支援部学生課奨学掛 075-753-2535

〒606-8501 京都市左京区吉田本町(吉田キャンパス本部構内 総合研究10号館1階)

京都大学ホームページ(ホーム教育・学生支援・授業料・免除・奨学金)奨学金日本学生支援機構奨学金